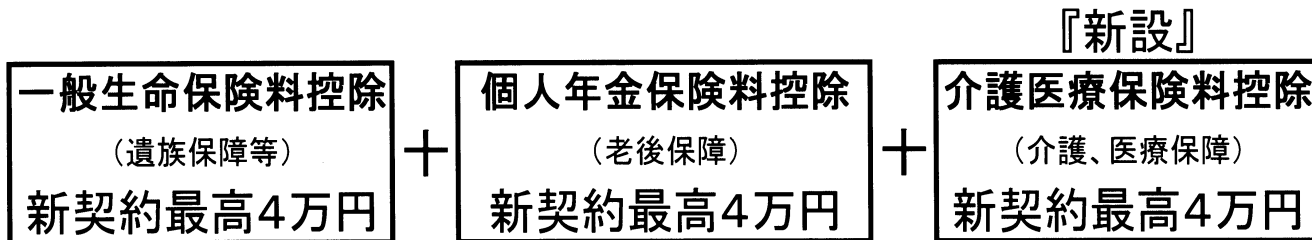


【所得税】平成24年分から生命保険料控除が変わります

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられます。

【平成24年分からの生命保険料控除】



⇒ **合計最高額12万円**

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険控除

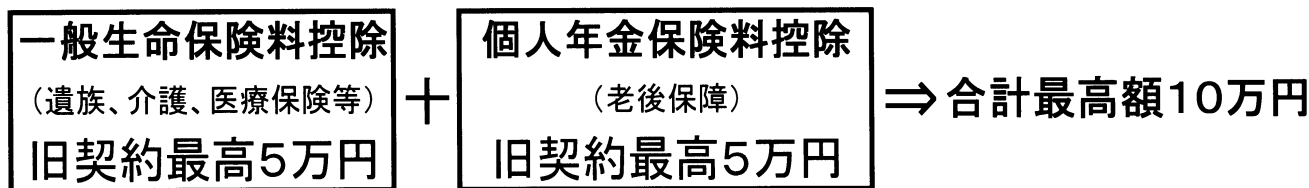
平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち新たに介護医療保険控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が4万円となります。

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険控除

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額5万円を適用します。**(合計最高額10万円)**

(注)新契約と旧契約について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、それぞれ4万円が限度額となります。

【平成23年分の生命保険料控除】



※ 住民税 《平成25年度分以後に適用》

個人住民税についても所得税と同様の改組が行われます
合計適用限度額は改正前同様7万円